

グループホーム第2ふれあい家族重要事項等説明書

1. 事業者

名 称	有限会社 故郷
所 在 地	〒802-0974 福岡県北九州市小倉南区徳力7丁目18番8号
法 人 種 別	株 式 会 社
代 表 者	野村 啓太
連 絡 先	093-965-7005

2. 事業所

名 称	グループホーム第2ふれあい家族
指 定 番 号	4070502663
所 在 地	〒803-0272 福岡県北九州市小倉南区長行西2-2-17
管 理 者	井上 芳子
連 絡 先	093-451-2888

3. 事業の目的と運営方針

事 業 目 的	事業者は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の援助及び機能訓練を行うことを目的とします
運 営 方 針	利用者が、安心と尊厳のある生活を営むことができるよう家庭的な環境のもとでの日常生活の援助を行います

4. 職員構成及び職務内容

管理 者	1名 (常勤兼務)	施設の業務を掌握し、所属職員の指揮監督を行うとともに、入居者の共同生活を支援します
計画作成担当者	2名 (常勤2名) (2名は介護職員を兼務)	入居者の介護計画の作成並びに、介護計画に基づくケアの推進を図ります
介護職員	17名 (常勤14名、非常勤4名) (2名は計画作成担当者兼務)	利用者の介助支援指導を行い、ご家族に対しても助言・指導を行います
看護師	2名 (非常勤兼務)	入居者の日々の健康管理を行うと共に、医師との連携を図ります

勤務体制

勤務時間区分	勤務時間帯	略号	勤務時間	休憩時間	実働時間
早 出	7:30～16:30	早	9時間	1時間	8時間
日 勤	9:00～18:00	日	9時間	1時間	8時間
遅 出	9:30～18:30	遅	9時間	1時間	8時間
パート	9:00～13:00	前	4時間	0時間	4時間
	13:00～18:00	後	5時間	0時間	5時間
夜 勤	16:30～翌朝9:30	夜	17時間	2時間	15時間

* 日勤帯は介護職員3名以上、夜勤帯は介護職員2名以上

5. 利用定員

9人 × 2ユニット = 18名 (北九州市の介護保険被保険者の方)

6. サービス内容及び利用料

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容	利用料
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・食事は離床して食堂でとっていただくように配慮します ・食材費は、給付対象外です 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス基準額の1割相当となります（要支援2・要介護度区分により異なります）
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立の援助を行います 	※詳細は利用料金表をご参照ください
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に自由な時間にご入浴いただけます 	
日常生活上の世話	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え、整容 ・シーツ交換 ・健康管理 ・洗濯 ・居室内清掃 ・役所手続の代行 	
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます 	
医師の往診受診入退院の手配等	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師が医師の往・受診や入退院の手配、その他療養上の世話をします 	
服薬管理	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬についても施設管理とし、誤用や飲み過ぎ・飲み忘れの無いように、医師の処方に従い、そのつど1回分ずつ本服用を確認する。服薬管理責任者は看護師が務める 	
ケアプラン作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者各人に對しての月1回のカンファレンス（症例検討会）は管理者中心に職員全員で開き、各職員の意見等を充分吸収して、本人に一番適したケアプランを作成し、事あるごとに見直し修正する 	
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者とそのご家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います 	

(2) 入居者利用料（1割負担額）

①介護保険利用者負担額（1単位=10.14円）

段階区分	日単位	月額（30日当たり）	
要支援2	760単位	23,120円	
要介護1	764単位	23,241円	
要介護2	800単位	24,336円	
要介護3	823単位	25,036円	
要介護4	840単位	25,553円	
要介護5	858単位	26,101円	
医療連携加算	39単位	1,187円/月	
初期加算	30単位	913円/月	
若年性認知症利用者受入加算	120単位	3,651円/月	
退所時相談援助加算	400単位（退所時）	406円/回	
科学的介護推進体制加算I	40単位	41円/月	
看取り介護加算	死亡日以前4日以上30日以下	144単位	146円/日
	死亡日以前2日又は3日	680単位	690円/日
	死亡日	1,280単位	1,298円/日
介護職員待遇改善加算I	※所定単位数に111／1000を 乗じた単位数で算定	要支援2	267単位/月
		要介護1	268単位/月
		要介護2	280単位/月
		要介護3	288単位/月
		要介護4	293単位/月
		要介護5	299単位/月
介護職員等ベースアップ等支援加算	※所定単位数に23／1000を 乗じた単位数で算定	要支援2	55単位/月
		要介護1	56単位/月
		要介護2	58単位/月
		要介護3	60単位/月
		要介護4	62単位/月
		要介護5	62単位/月

※入居後30日間に限り、1日30単位(30円)を初期加算として支払いを受けるものとします

入居者利用料（2割負担額）

①介護保険利用者負担額（1単位=10.14円）

段階区分	日単位	月額（30日当たり）	
要支援2	760単位	46,239円	
要介護1	764単位	46,482円	
要介護2	800単位	48,672円	
要介護3	823単位	50,072円	
要介護4	840単位	51,106円	
要介護5	858単位	52,201円	
医療連携加算	39単位	2,373円/月	
初期加算	30単位	1,826円/月	
若年性認知症利用者受入加算	120単位	7,301円/月	
退所時相談援助加算	400単位（退所時）	812円/回	
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40単位	81円/月	
看取り介護加算	死亡日以前4日以上30日以下	144単位	292円/日
	死亡日以前2日又は3日	680単位	1,379円/日
	死亡日	1,280単位	2,596円/日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	※所定単位数に111／1000を 乗じた単位数で算定	要支援2	533単位/月
		要介護1	535単位/月
		要介護2	559単位/月
		要介護3	575単位/月
		要介護4	586単位/月
		要介護5	598単位/月
介護職員等ベースアップ等支援加算	※所定単位数に23／1000を 乗じた単位数で算定	要支援2	110単位/月
		要介護1	111単位/月
		要介護2	116単位/月
		要介護3	120単位/月
		要介護4	122単位/月
		要介護5	124単位/月

※入居後30日間に限り、1日30単位(30円)を初期加算として支払いを受けるものとします

入居者利用料（3割負担額）

①介護保険利用者負担額（1単位=10.14円）

段階区分	日単位	月額（30日当たり）	
要支援2	760単位	69,358円	
要介護1	764単位	69,723円	
要介護2	800単位	73,008円	
要介護3	823単位	75,107円	
要介護4	840単位	76,659円	
要介護5	858単位	78,301円	
医療連携加算	39単位	3,559円/月	
初期加算	30単位	2,738円/月	
若年性認知症利用者受入加算	120単位	10,952円/月	
退所時相談援助加算	400単位（退所時）	1,217円/回	
科学的介護推進体制加算I	40単位	122円/月	
看取り介護加算	死亡日以前4日以上30日以下	144単位	438円/日
	死亡日以前2日又は3日	680単位	2,069円/日
	死亡日	1,280単位	3,894円/日
介護職員待遇改善加算I	※所定単位数に111／1000を 乗じた単位数で算定	要支援2	799単位/月
		要介護1	803単位/月
		要介護2	839単位/月
		要介護3	862単位/月
		要介護4	879単位/月
		要介護5	897単位/月
介護職員等ベースアップ等支援加算	※所定単位数に23／1000を 乗じた単位数で算定	要支援2	166単位/月
		要介護1	167単位/月
		要介護2	174単位/月
		要介護3	179単位/月
		要介護4	183単位/月
		要介護5	186単位/月

※入居後30日間に限り、1日30単位(30円)を初期加算として支払いを受けるものとします

②その他の入所費用

	日額	月額(30日当たり)	
食材料費	1, 575円	47, 250円	朝食420円、昼食420円 夕食630円、おやつ105円
水道光熱費	321円	9, 630円	
室料①		50, 000円	入退居時はその月のカレンダーの 日数で日割り計算を適用
室料②		29, 000円	入退居時はその月のカレンダーの 日数で日割り計算を適用
合計		106, 880円	

※食材料費、水道光熱費の金額については1ヵ月が30日の場合であり、1ヵ月の日数はカレンダーを基準とし料金は変動する。

※室料②は生活保護受給者のみ適用。

※入院時の室料については入院日数にかかわらず月額をご請求致させて頂きます

③個別費用

	日額	月額(30日当たり)	
電気製品使用料	30円	900円	テレビ・小型冷蔵庫・電気毛布等使用 の場合、1点について（持ち込み分）
おむつ代	実費	実費	
寝具レンタル料		2, 268円	寝具一式のレンタル料
敷きパット代	1枚500円		
交通費（外出時）	片道305円		小倉南区内における車利用時
交通費（外出時）	片道509円		小倉北区内における車利用時
交通費（外出時）	片道713円		小倉北・南区内より郊外における車利用時
理美容代	実費	実費	

※その他、クリーニング代・新聞代等の嗜好品・アクティビティ費用は実費で別途
となります

④入居者利用料

①介護保険利用者負担額 + ②その他の入所費用 + ③個別費用

⑤敷金

敷金	200, 000円	契約時に敷金としてお支払頂きます 敷金契約方式は敷引方式となります 敷金のご返却に関し、下記事項を同意 の上ご契約ください。
----	-----------	---

敷金契約方式

■敷引方式

入居期間（退去日）	敷引金額
入居日から 12ヶ月未満	67,000円
入居日から 12ヶ月以上 24ヶ月未満	134,000円
入居日から 24ヶ月以上	200,000円

■上記の敷引金額を退去時に、敷金より差し引きます。なお、借主の故意・重過失（善管注意義務違反）による建物の破損・汚損に対する補修費、また、未払い家賃等の債務不履行が存在する場合は別途請求します。その他については、契約書条項と重要事項説明書条項、運営規程条項に準じます。上記契約方式のご同意、承諾の上ご契約ください。

※上記の自己負担金および介護保険一割負担金は、入居可能日より1ヶ月を30日とした日割計算とします（但し、敷金を除く）

⑥利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求し、利用者は、翌月20日までに次のいずれかの方法により支払います

1. 現金払い *当事業所に直接支払いとなります
2. 銀行振込 *手数料は、利用者の負担となります

金融機関	福岡銀行 小倉支店
口座番号	普通預金 2686476
口座名義人	有限会社故郷 代表取締役 野村啓太

⑦領収書の発行

事業者は、利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します

7. 入居にあたっての留意事項

面 会	来訪者は面会の都度職員に届け出でください。 また、面会時間（9時～20時）を遵守してください。 外泊される時は必ず許可を得てください。 ※お願い～出来る限り、最低月に1回以上の面会をお願いします
外出・外泊	外出・外泊前に必ず行き先と帰着予定日時を届けて出でください。
居室・設備・器具の利用	この共同生活住居内の設備、備品等は本来の用法に従って大切にご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くことがあります。

迷惑行為	騒音等により、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。
現金・所持品等の管理	現金・所持品等の紛失・破損については、一切責任を負いません。場合により、現金や所持品を管理しますのでお申し出下さい。
喫煙・飲酒	飲酒・喫煙をされる方は、職員預かりのもとで自由にお飲みいただけます。ただし、医師や家庭に止められている方は、禁酒・禁煙していただきます。
入居対象者の条件	主治医の情報提供により認知症状態にある要支援者(要支援2)もしくは、要介護者(要介護度1~5)で下記のいずれにも該当する事、尚入居に対しては診断書持参の上本人及び家族(身元引き受け人)との面接を行い入居契約を結ぶ。

8. その他運営に関する重要事項

《退去に当っての条件》

下記①～③のいずれかに該当する場合は、グループホーム適用外と判断して適切な措置を講じる

- ① 入居者同士のトラブルをおこした場合
- ② 利用料（入居費等）が2ヶ月以上にわたり未納の場合
- ③ 認知症が重度となり自傷他害のおそれがある場合等
又は身体機能が著しく低下した場合や入退院の繰り返しを行う場合
- ④ 入院期間が1ヶ月を超えた場合

9. 非常災害等の対策

避難	①日頃より、避難の必要が生じた場合にいつでも利用できるよう、公民館・学校と連絡を密にし職員も充分に把握しておくことに努める
	②火災発生の時に備えて、台所等には、消火器を備え置く
	③避難訓練は、年2回以上行う
緊急連絡	日頃より、警察署や付近の交番と連絡を取り合い、不足の事態発生の時は、病院又は、警察に連絡の後、経営責任者、職員責任者に連絡を直ちに取り、各々指示を得る事とする

10. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、北九州市、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。また、その原因を解明し、再発防止の為の対策を講じます。

1 1. 身体拘束等を行う手続き

やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者やその家族に拘束の内容、理由等について説明し、文書による同意を得ることとします。

<やむを得ない場合>

- ①自傷・他害の恐れがある場合
- ②夜間、外出行為が著しくみられる場合

1 2. 提供するサービスの第三者評価の実施の有無

提供するサービスでは、苦情・要望の解決にあたる外部評価を実施しております

第三者による評価の 実施状況	①あり	実施日	令和2年8月11日
		評価機関の名称	特定非営利活動法人 北九州シーダブル
		結果の開示	① あり 2 なし
	2なし		

1 3. 損害賠償責任

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険内容	対人・対物賠償 他

1 4. 相談窓口・苦情対応

※当事業者のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

担当者	井上 芳子(管理者) 桃野 ゆかり (計画作成担当者)
顧問	のぞみ綜合事務所 司法書士 岡 信太郎
ご利用時間	毎日午前10時から午後5時まで TEL 093-451-2888
ご利用方法	電話でも受け付けますが、基本的に来所面接をお願いします

※公的機関においても、次の機関において苦情申立てができます

各区役所窓口一覧 (保険福祉課介護保険担当)				
門司区	〒801-8510 門司区清滝1-1-1	TEL	093-331-1894(直通)	
		FAX	093-321-4802	
小倉北区	〒803-8510 小倉北区大手町1-1	TEL	093-582-3433(直通)	
		FAX	093-562-1382	
小倉南区	〒802-8510 小倉南区若園5-1-2	TEL	093-951-4127(直通)	
		FAX	093-923-0520	

若松区	〒808-8510 若松区浜町1-1-1	TEL	093-761-4046(直通)
		FAX	093-751-2344
八幡東区	〒805-8510 八幡東区中央1-1-1	TEL	093-671-6885(直通)
		FAX	093-662-2781
八幡西区	〒806-8510 八幡西区黒崎3-15-3	TEL	093-642-1446(直通)
		FAX	093-642-2941
戸畠区	〒804-8510 戸畠区千防1-1-1	TEL	093-871-4527(直通)
		FAX	093-881-5353

北九州市役所介護保険課			
〒803-8501 小倉北区城内1-1	TEL	093-582-2771(直通)	
	FAX	093-582-5033	

福岡県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）			
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13-47	TEL	092-642-7859(直通)	
	FAX	092-642-7857	

15. 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容

a 介護、介助

①残存機能を保持向上させる為、介助は各人に合わせた必要最小限にとどめながらも、各人の生活の質を落とさない事を目安とする。

②施設の和を乱したり施設の円滑な運営に支障をきたす時は、その家族と充分話し合い、利用者、施設にとって最善の処置を講ずる。

b ケアプラン作成

利用者各人に対しての月1回のカンファレンス（症例検討会）は管理者を中心に職員全員で開き、各職員の意見等を充分吸収して、本人に一番適したケアプランを作成し、事あるごとに見直し修正する。

c ミーティング

①週1回のミーティングを全職員（非番者除く）で行い、次回のカンファレンスに向けての情報や知識などを出し合うものとする。

②このミーティングはケアプランとそれ以外の円滑な運営の為の要望や反省点を各職員が確認しあう場もある。

d 服薬管理

服薬についても施設管理とし、誤薬や飲み過ぎ・飲み忘れの無いように、医師の処方に従い、そのつど1回分ずつ本人に手渡し、服用を確認する。服薬管理責任者は看護師が務める。

e 24時間医療連携体制について

- ①利用者の日常的な健康管理の維持・増進を図ることを目的とし訪問看護ステーションふれあい家族と連携する。
- ②訪問看護師は健康管理の観点から医師との連絡を密に取り合う。
- ③訪問看護ステーションふれあい家族の営業時間外については担当訪問看護師の携帯電話への連絡により24時間連絡が取れる体制をとる。

f 訪問看護師業務の内容

- ①日常の健康管理：バイタルサインのチェック・一般状態の観察（水分・出納）及び排泄の管理・体重チェック
- ②内服管理と医師の指示による医療処置
- ③かかりつけ医に対し日常的に情報提供を行い、密な連携をはかる
- ④入退院時の病院との連絡調整
- ⑤緊急時の対応
- ⑥ターミナルケア時の対応
- ⑦職員に対する緊急時の対応の指導と教育

g 利用者の重度化及びターミナルケアに関して

- ①利用者の病状が重度化した場合、現時点で可能な医療及び介護行為を家族・利用者・事業者等で協議しておく。
- ②入居希望の入居者及び、家族に対し契約時に可能な当事業所内で出来る医療行為を説明しておく。
- ③利用者が重度化した場合、かかりつけ医・事業者・利用者本人及び、家族は協議の上、今後利用者の生活を第一に考え最善の機関・施設などを提供できるように努める。
- ④前項の協議の上、事業所で引き続き重度化した利用者が生活される場合、事業者及びかかりつけ医と利用者の家族が連絡体制を強化し、いかなる場合も対応できる体制を整えておく。

h 看取り

- ①事業者及び、かかりつけ医は事前に現体制で可能な医療行為を事業者・かかりつけ医・家族の三者で協議しておく。
- ②事業者は入居希望の利用者及び、家族に対し契約時に可能な医療行為を説明しておく。
- ③事業者における利用者の看取りが必要となった場合、利用者・家族・事業者及び、かかりつけ医の協議のもと、別紙覚書を作成し相互理解、同意の元看取りを実施する。
- ④事業者において看取りを実施する場合、事業者は他利用者への影響も十分に配慮する。

i 若年性認知症利用者受入れ

①受入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行う。

16. 協力医療機関と連携施設

協力医療機関	財団法人健和会大手町病院・政所クリニック・徳力団地診療所 健和会大手町診療所		
協力歯科医療機関	V I S I T訪問歯科（木本歯科）		
連携施設	特別養護老人ホーム 春吉園		
内科	徳力団地診療所	小倉南区徳力団地2-10	961-3774
内科・精神内科	政所クリニック	小倉南区守恒1丁目11-8	962-0322
内科・外科・整形外科	健和会大手町診療所	小倉北区大手町423-305号	592-5080
総合診療科	健和会大手町病院	小倉北区大手町15-1	592-5511
救急科	健和会大手町病院	小倉北区大手町15-1	582-0099
歯科	VISIT訪問歯科 担当歯科医院 木本歯科クリニック	小倉北区堺町2丁目3-30	533-5888
連携施設	特別養護老人ホーム 春吉園	小倉南区大字春吉463番1号	452-1351

重要事項説明書の説明を受け承諾いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人氏名 印

入居者家族氏名 印

有限会社 故郷
グループホーム第2ふれあい家族
代表 野村 啓太